

2025年度の皮革及び革靴の関税割当てについて

「関税暫定措置法」及び「関税割当制度に関する政令」に基づく重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和36年通商産業省令第35号）（以下「省令」という。）第6条の規定により、2025年度の関税割当てに関する事項（以下「公表」という。）を下記のとおり定める。

なお、2025年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律案（令和7年法律第__号）の成立及び施行をもって有効となる。

（注1）関税割当制度に関する政令第3条に基づき、税関長により関税割当証明書の提出が猶予される場合があるが、これも関連法案の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となるので、留意すること。

（注2）この公表に変更等が生ずる場合には、ホームページ等によりお知らせする。

目次

第1	関税割当てを行う物品及び申請区分	2
第2	割当総数と割当ての種別	3
1	年度枠	3
2	保留枠	3
3	再割当て	3
第3	申請受付日時	3
1	申請受付日	4
2	申請受付時間	4
第4	申請窓口	4
第5	申請者の要件	6
1	申請要件（年度枠、保留枠及び再割当ての申請に共通するもの。割当物品ごと。）	6
2	保留枠の追加申請要件	6
3	再割当ての追加申請要件	6
4	申請要件を満たさない者	7
第6	提出書類	7
1	年度枠及び保留枠の申請	7
(1)	実績者	7
(2)	新規者	7
2	再割当ての申請	9
(1)	皮革の場合	9
(2)	革靴の場合	9
3	提出を省略できる書類	10
第7	申請数量	10
1	年度枠の申請数量	10
2	保留枠の申請数量	10

3	再割当ての申請数量	10
第8	関税割当ての数量の算出方法	11
1	年度枠	11
2	保留枠	13
3	再割当て	13
4	その他	15
第9	証明書の発給	15
第10	証明書の失効	15
第11	証明書の無効、要件を満たさない者	15
第12	証明書の有効期間	16
第13	関税割当てを受けた者の氏名等の公表	16
第14	証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）【当面の間停止】	16
第15	証明書の返納	17
第16	返納された割当数量の取扱い	19
第17	「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」	19
第18	その他	20
1	重複申請の禁止	20
2	代理申請について	20
3	追加資料の提出	21
4	端数の取扱い	21
5	関税定率法等の一部を改正する法律案（以下「法律」という。）の改正等	21
6	関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令	21
7	事後審査	21
8	郵送申請等について	21
	【別記】申請要件の解釈等について	23
	別表（第1の（2）関係）	24

記

第1 関税割当てを行う物品及び申請区分

(1) この公表により関税割当てを申請する者は、次表の左欄の申請区分に従い、それぞれ区分された物品（以下「割当物品」という。）ごとに申請しなければならない。

申請区分（割当物品）	略称
牛馬革（染着色等したもの）	皮革
牛馬革（その他のもの）	
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	革靴

(2) この公表により関税割当てを行う割当物品及びその関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、P. 24別表のとおりとする。

第2 割当総数と割当ての種別

2025年度の割当総数は、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）が定める数量とし、これを次の各号の種別により割当てることとする。

なお、年度枠及び保留枠の申請はいずれかの一回限りとする。

1 年度枠

割当総数のうち、次の表に示す数量を「年度枠」として割当てて。

皮革	割当総数の100分の98
革靴	割当総数の100分の98

2 保留枠

割当総数から年度枠の数量を控除した数量を「保留枠」として割当てて。保留枠はその数量を2等分し、年度内に2回に分けて行う。

皮革	割当総数の100分の2（100分の1ずつ・2回分）
革靴	割当総数の100分の2（100分の1ずつ・2回分）

3 再割当て

年度枠の割当て後の残量、保留枠の割当て後の残量、返納された割当数量の累計及びその他、関税割当証明書（以下「証明書」という。）の無効等により未割当てとなった数量について、本公表で規定する期日において一定の数量に達する場合、これらを改めて割当てて（以下「再割当て」という。）こととする。

（参考）再割当ての計算式

各回の再割当てごとに、次の式により算出された数量

$$\text{再割当ての数量} = (A + B + C + D) - E$$

A = 年度枠の割当て後の残量

B = 保留枠の割当て後の残量（累計）

C = 返納された割当数量の累計

D = その他、関税割当証明書（以下「証明書」という。）の無効等により再割当てに繰り入れられた数量

E = 再割当ての既割当数量の累計

第3 申請受付日時

次の、1 申請受付日の各割当てにおいて受け付けられる申請は、それぞれの割当ての受付期間のうちで、全て同着とみなすこととする。

1 申請受付日

郵送申請の受付期間	
年度枠	【実績者】 <注1> <注3> 2025年3月10日(月)から4月2日(水) 【新規者】 <注2> <注3> 2025年3月10日(月)から3月28日(金)
保留枠	【実績者・新規者】 <注1・2> <注3> 第1回 2025年7月1日(火)から3日(木) 第2回 2025年10月7日(火)から9日(木)
再割当て	【実績者・新規者】 <注1・2> <注3> 第1回 2025年7月1日(火)から3日(木) 第2回 2025年10月7日(火)から9日(木) 第3回 2025年11月26日(水)から28日(金) 第4回 2026年1月14日(水)から16日(金) 第5回 2026年2月17日(火)から19日(木) 次の条件を満たす場合のみ、該当する割当物品の割当てを行う。 皮革：申請日に10㎡以上の数量がある。(第5回については、1㎡以上) 革靴：申請日に10,000足以上の数量がある。(第5回については、1足以上) 再割当ての申請受付の有無は、各申請日の前週の火曜日(火曜日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)の場合は、その直前の平日)に次の関税割当ホームページにて発表する。 『再割当受付情報』 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari5_2025.html

<注1・注2>実績者及び新規者の定義は、第5の1(3)を参照のこと。

<注3>郵送申請を受け付け後、経済産業省が指定する日時に対面による審査を行う場合がある。

2 申請受付時間

原則として、郵送申請とする。対面で受け付けする場合は、午前10時から午前11時45分まで及び午後2時から午後4時までとする。

なお、別途指定する場合は、上記以外の時間帯に受け付けることがある。

第4 申請窓口

申請窓口(郵送先)	住所(郵送先住所)
経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話: 03-3501-1511(代) E-mail: bzl-honshokanwarihan@meti.go.jp
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎5階 電話: 011-709-2311(代) E-mail: bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp
同 東北経済産業局 総務企画部 国際課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階 電話: 022-263-1111(代) E-mail: bzl-thk-kokusai@meti.go.jp

同 関東経済産業局 総務企画部 国際課貿易管理室	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階 電話：048-600-0261 E-mail： bzl-kanto-import-info@meti.go.jp 注) 2025年度の申請分から関東経済産業局メールアドレスが変更となります。
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港一丁目6番1号 よこはま新港合同庁舎3階 電話：045-212-1105 E-mail： bzl-yokohama_trade_office@meti.go.jp
同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 電話：052-951-4091 (代) E-mail： bzl-qchbnt@meti.go.jp
同 近畿経済産業局 国際部 通商課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階 電話：06-6966-6034 E-mail： bzl-kinki-kanwari@meti.go.jp
同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 電話：078-393-2682 E-mail： bzl-kobe-tsusho@meti.go.jp
同 中国経済産業局 産業部 国際課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 電話：082-224-5659 E-mail： bzl-qchgix@meti.go.jp
同 四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 電話：087-811-8525 E-mail： bzl-qsikik@meti.go.jp
同 九州経済産業局 国際部 国際課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 電話：092-482-5425 E-mail： bzl-kyushu-tsusho@meti.go.jp
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 電話：098-866-0031 (代) E-mail： bzl-oki-syomu@meti.go.jp

<注> 2024年7月1日より前に「東京通商事務所」で発給を受けた関税割当証明書の内容変更、返納報告等については、「関東経済産業局」に対して行ってください。

第5 申請者の要件

申請者は、割当物品ごとに次の要件を満たした者でなければならない。

1 申請要件（年度枠、保留枠及び再割当ての申請に共通するもの。割当物品ごと。）

- (1) 次表に掲げる事業を、申請日の属する月の6か月以前から事業目的として事業を行っている法人（以下「法人」という。）又はこれらの事業を申請日の属する月の6か月以前から行っている個人（以下「個人事業者」という。）で、かつ、割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」（この公表において、輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行うことをいう。以下同じ。）を行う者でなければならない。

なお、この公表において規定する申請要件である割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行う者の解釈等については、P. 23【別記】のとおりとする。

皮革	・皮革の加工、販売若しくは輸入又は皮革を用いる事業 ・履物、かばん・袋物、衣料品等のうち、皮革を用いる製品の製造又は加工、販売又は輸入
革靴	・履物及びその部分品又は皮革製品の販売又は輸入 ・衣料品の販売又は輸入 ・服飾・衣料雑貨、装身具等履物に関連する事業に係る製品の販売又は輸入

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（この公表により申請者の要件を有すると認められる者に限る。）に委託して行う輸入は、その中小企業団体が「自ら輸入」したものとみなす。上記に記載する中小企業団体から委託を受けて輸入を行う者は、この公表において申請することができない。

- (3) 申請者は、以下に掲げる「実績者」又は「新規者」（以下同じ。）の区分に応じ、定義は以下のとおりとする。

① 実績者

2023（令和5）年4月1日から2025（令和7）年3月31日まで（以下、「過去2年間」という。）に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であること。ただし、同期間中に発給を受けた全ての証明書（再割当てによる証明書を含む。ただし、年度枠、保留枠又は再割当てによるいずれかの証明書のうち、有効期間が延長され、申請時点において有効なものは除く。）を返納した者に限る。

② 新規者

上記①以外の者。

2 保留枠の追加申請要件

この公表により、既に年度枠、保留枠又は再割当てによるいずれかの証明書の発給を受けた者（これらの証明書をホームページ又は関税割当証明書引換書等に記載された発給期間内に受領しなかった者を含む。）は、申請することができない。

なお、保留枠の受付と再割当ての受付を同日に実施するときは、いずれか一方の申請のみを可能なものとする。

3 再割当ての追加申請要件

この公表により革靴の証明書の発給を受けた者が申請をする場合は以下の申請要件を満たす者であること。

① 第1回再割当てから第3回再割当てまで

この公表により既に発給を受けた、いずれかの証明書の一部又は全部を使用していること。

なお、いずれかの証明書とは、年度枠、保留枠又は再割当ての申請により、申請者自身が

発給を受けたもののみを指す。（証明書の名義変更（事業譲受・合併等）によって得たものは含まれない。）

- ② 第4回再割当てから第5回再割当てまで
上記①に規定する申請要件は適用しない。

4 申請要件を満たさない者

次のいずれかに該当する場合には、申請することができない。

- (1) 過去2年間に発給を受けたいずれかの証明書が返納されていない場合（有効期間が延長され申請時点において有効な証明書を除く。）
- (2) 過去2年間の間に発給を受けたいずれか一の証明書（以下「既発給証明書」という。）によって輸入通関されたものが「自ら輸入」に該当しない場合
- (3) 2023（令和5）年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会等において、照会事項等が確認できない場合
- (4) ①証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人に該当する場合、②証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が、個人事業者として申請する場合、③個人事業者から法人に名義を変更した当該法人の代表権者が、再度、個人事業者として申請する場合
- (5) 既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合
- (6) (1) から (5) に掲げるほか、経済産業省が所管する物品の輸入において、2023（令和5）年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

第6 提出書類

1 年度枠及び保留枠の申請

(1) 実績者

皮革、革靴共通

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当輸入実績表（申告書）（公表様式第1） 1通
- ③ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通
（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑤ 個人事業者の場合は、「令和6年分の所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」及び「令和6年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本 1通
（個人事業者本人の上記第5の1（1）表中の事業による事業（営業）収入があるもの）
※必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。
- ⑥ 返信用のレターパックプラス（赤色）
（※1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
（※2）対面による審査又は受付に際しては、上記①～⑥の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

(2) 新規者

皮革、革靴共通

1) 法人の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 事業内容確認書（公表様式第2） 1通

- ③ 法人の印鑑証明書（申請日前1か月以内に交付されたもの） 原本1通
- ④ 法人の登記事項証明書 原本1通
（履歴事項全部証明書に限り、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑤ 上記④の登記上の住所と営業所住所が異なる場合には、事務所（営業所）建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通
- ⑥ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑦ 申請要件を満たす申請日前1年間において、「自ら輸入」した貨物（皮革及び革靴に限らず、貨物名を問わない。）の輸入申告価格（CIF建て）の合計額が、二通関以上で50万円以上又は一通関で100万円以上となる実績を証する次の（イ）～（ホ）の書類各1通（一通関ごと）
- （イ） 締結した輸入契約書の写し 1通
（注）輸入者の署名入りの発注書（Purchase Order）及び輸出者の署名入りの見積書（Proforma Invoice）により代替することができる。また、輸入者及び輸出者の名称、住所等が特定でき、かつ、契約日、貨物名、契約数量（輸入数量）、契約金額、船積地、船積予定日等が明記された電子メール等の写しも可とする。
- （ロ） 自己の名において輸入通関した実績金額に係る貨物の輸入代金決済の事実を証するT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写し 1通
（注1）クレジットカードによる時は、法人の場合は、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方（なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。）。
（注2）クレジットカード払いによるリボ払いを行っている場合には、残高の繰り越し分も含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払いが完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細（及び必要に応じて預金通帳の両方）。
（注3）信用状（L/C）取引による時は、信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方。
- （ハ） 輸入許可通知書等（次のaからcに掲げるいずれか一の書類）の写し 1通
a 輸入許可通知書
b 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）
c 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）
（配達郵便局日付印が押印されているもの）
- （ニ） 輸入通関実績に係る貨物の船荷証券（B/L）又は航空運送状（AWB）の写し 1通
- （ホ） 輸入通関実績に係る貨物の仕入書（インボイス）の写し 1通
- ⑧ 返信用のレターパックプラス（赤色）
（※1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
（※2）対面による審査又は受付に際しては、上記①～⑧の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。
- 2) 個人事業者の場合
- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 事業内容確認書（公表様式第2） 1通
- ③ 個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通
（申請日前1か月以内に交付されたもの）

- ④ 営業を行っている自宅又は事務所建物（自宅及び事務所建物で営業を行っている場合は両方）の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通
- ⑤ 個人事業者本人が未成年の場合には、未成年者登記事項証明書 原本1通
（申請日前1か月以内に交付されたもの）及び法定代理人（親権者あるいは未成年後見人）の戸籍謄本（抄本） 原本1通
- ⑥ 「令和6年分の所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」及び「令和6年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控用の原本 1通
（個人事業者本人の上記第5の1（1）表中の事業による事業（営業）収入があるもの）
（注）必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。
- ⑦ 「個人事業の開（廃）業等届出書」の控えの原本 1通
（申請日の属する月の6か月以前から上記第5の1（1）表中の事業の事業を行っていることを証するもの）
（注）必要に応じて追加書類を求める場合は提出すること。
- ⑧ 上記（2）新規者の1）法人の場合の⑦の（イ）～（ホ）に掲げる全ての書類
- ⑨ 返信用のレターパックプラス（赤色）
（※1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
（※2）対面による審査又は受付に際しては、上記①～⑨の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

2 再割当ての申請

本関税割当公表により、年度枠・保留枠を申請せず、再割当てに初回で申請する「実績者」の場合には、第6の1の（1）実績者の書類、「新規者」の場合には、第6の1の（2）新規者の書類を提出すること。また、この公表により2回目以降の申請を行う場合には、いずれの申請者も次の書類を提出すること。

（1）皮革の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 返信用のレターパックプラス（赤色）
（※1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
（※2）対面による審査又は受付に際しては、上記①、②の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

（2）革靴の場合

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当証明書使用状況表（再割当申請用）（公表様式第3） 1通
- ③ 証明書が返納されている場合には、返納確認書（受付印があるもの）の*写し
（注）返納確認書（受付印があるもの）の写しを提出すること。ただし、必要に応じて原本の提出を求める場合は速やかに提出すること。
- ④ 割当数量の一部を使用している証明書原本の写し（表裏の両面）の全て（既に全ての証明書を返納した場合を除く。）
（注1）証明書原本（表裏の両面）の写しで割当数量の全部を使用していることが確認できる場合には、証明書が返納されたこととみなす。再割当てによる証明書は、その証明書が返納された後に発給する。

(注2) NACCSシステムに登録した場合は、関税割当証明書(裏落)内容照会情報(申請日直前のもの一通)を印刷し証明書原本の写し(表裏の両面)に添付の上、提出すること。ただし、必要に応じて、原本又は写しを求める場合は提出すること。

⑤ 返信用のレターパックプラス(赤色)

(※1) 第4回又は第5回の再割当てへ申請を行う場合には、上記①及び⑤のみの提出書類とする(上記②～④の書類は不要とする)。

(※2) 郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。

(※3) 対面による審査又は受付に際しては、各回に応じた提出書類に加えて、身分確認ができる書類(社員証等)を提示すること。

3 提出を省略できる書類

(1) この公表により2以上の割当物品を同時に申請する場合であって、いずれか一の申請に第6の1の(1)又は(2)の1)若しくは2)に掲げる書類(①及び②を除く。)を提出した場合には、その他の申請においては提出することを要しない。

(2) 過去5年間(2020(令和2)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで)に皮革又は革靴のいずれかの割当物品の証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する申請者であって、第5の1の(3)②の新規者に該当する場合は、当該発給を受けた証明書の返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの)の写しを提出することによって、第6の1の(2)の1)の⑦に掲げる書類及び同2)の⑦、⑧に掲げる書類を提出することを要しない。

(注) なお、過去5年間に内容変更申請(名義変更等)に該当する事由があった申請者においては、上記書類の提出は省略できない(内容変更届出(代表者変更等)に該当する事由のみの場合には、省略できる)。

(3) 2024(令和6)年度に新規者として再割当てによる証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する申請者であって、第5の1の(3)②の新規者に該当する場合は、当該発給を受けた証明書の返納の際に提出窓口から返却された返納確認書(受付印があるもの)の写しを提出することによって、第6の1の(2)の1)の⑦に掲げる書類及び同2)の⑦、⑧に掲げる書類を提出することを要しない。

第7 申請数量

申請数量は、割当物品ごとに次の数量とする。

1 年度枠の申請数量

2025年4月から2026年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

2 保留枠の申請数量

申請日から2026年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

3 再割当ての申請数量

申請日から2026年3月末までの期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量(この公表により発給された証明書の割当数量に未使用の割当数量がある場合には、その数量を控除した数量)

(注1) 上記1～3の申請数量は、実際に計画した数量とし、過大な申請数量と認められる場合には、補正を依頼することがある。

(注2) 関税割当証明書を使用しない日EU経済連携協定に基づくEPA税率等で輸入予定の数量は、申請数量から除くこと。

第8 関税割当ての数量の算出方法

割当てる関税割当ての数量は、割当物品ごとに次の方法によって算出する。

1 年度枠

(1) 基準数量（各申請者の関税割当ての計算の基礎となる数量。以下同じ。）

① 実績者：申請数量又は※1実績算定数量のいずれか低い数量

(※1) 実績算定数量

$$= \left(\frac{A_1 - A_2}{2} + \frac{B}{2} \right) \times C \times D$$

$A_1 = 2023$ （令和5）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

$A_2 = A_1$ の数量のうち、非該当数量（第15「証明書の返納」の4に規定する数量。以下同じ。）

$B = 2024$ （令和6）年度の年度枠又は保留枠の割当数量

$C =$	皮革の場合	0.98
	革靴の場合	0.98

$D =$ ※2消化率（0.95以上のときは、1.0に切り上げる。）

(※2) 消化率

$$= \frac{(A_1 - A_2) + E_2 + (E_3 \times 0.5) + B}{E_1 + B}$$

$A_1 = 2023$ （令和5）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量

$A_2 = A_1$ の数量のうち、非該当数量

$B = 2024$ （令和6）年度の年度枠又は保留枠の割当数量

$E_1 = 2023$ （令和5）年度の割当数量（再割当ての割当数量を含む。）

$E_2 = E_1$ の割当数量のうち、2023（令和5）年11月8日までに返納された割当数量

$E_3 = E_1$ の割当数量のうち、2023（令和5）年11月9日から2023（令和5）年12月20日までの間に返納された割当数量

② 新規者

申請数量又は次表に掲げる一申請者当たりの割当限度数量（以下「割当限度数量」という。）のいずれか低い数量

割 当 物 品		割当限度数量
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	2,500 m ²
	牛馬革（その他のもの）	800 m ²
	羊革・やぎ革（染着色等したもの）	2,000 m ²
革靴	革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	5,000 足

(2) 割当方法

- 1) 申請数量の総計が年度枠の数量以下となる場合
申請者に対して申請数量を割当てる。
- 2) 申請数量の総計が年度枠の数量以上となる場合

- ① 基準数量の総計が年度枠の数量以下となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割当てる。
- (イ) 申請者に対して基準数量を配分する。
 - (ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、消化率が0.95以上の実績者（以下「割当消化実績者」という。）に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、次のa又はbのいずれか大きい数量（この数量が申請数量を上回るときは、申請数量）を限度とする。
 - a 2023（令和5）年度の証明書による割当物品の輸入通関数量（非該当数量は除く。）
 - b 2024（令和6）年度の割当数量（年度枠又は保留枠の割当数量）
 - (ハ) (ロ)までの配分の後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合には、その割当消化実績者の配分数量を、次のa又はbのいずれかに該当する調整数量を使い、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。
 - a (ロ)までの配分の後に残量がある場合には、その残量（この残量だけでは不足するときは、(イ)の新規者の配分数量から不足する数量を減じ、その数量を加えた数量）
 - b (ロ)までの配分の後に残量がない場合には、(イ)の新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じた数量
 - (ニ) (ハ)までの配分の後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
 - (ホ) (ニ)までの配分の後に割当消化実績者（基準数量がゼロになる者を除く。）全ての配分数量が申請数量どおりとなる場合であって、かつ、残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者以外の申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- ② 基準数量の総計が年度枠の数量以上となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割当てる。
- (イ) 実績者に対して基準数量を配分する。
 - (ロ) 次のa、b又はcのいずれか低い数量を、新規者に対して配分する。
 - a 申請数量
 - b 基準数量
 - c 均等割数量（(イ)の残量を新規者の数で除した数量）
 - (ハ) (ロ)までの配分の後に割当消化実績者の中に配分数量が割当限度数量に満たない者がある場合には、その割当消化実績者の配分数量を、(ロ)までの新規者の配分数量から調整に必要な数量を減じ、新規者の配分数量の最高数量と同じ数量になるように調整配分する。ただし、調整配分後の数量は、申請数量を限度とする。
 - (ニ) (ハ)までの配分の後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- 3) 1)又は2)の割当終了後に残量がある場合には、その残量を再割当ての対象とする。

2 保留枠

(1) 基準数量

① 実績者

(イ) 上記1 (1) ①の基準数量に規定する算出方法を準用する。

(ロ) (イ)にかかわらず、割当消化実績者の基準数量が新規者最高割当数量^{*}に満たない場合には、その割当消化実績者の基準数量は、新規者最高割当数量と同数とする。

(※) この公表において「新規者最高割当数量」とは、年度枠の割当てにおいて最終的に決定された新規者の割当数量の最高数量をいう。ただし、その数量が割当限度数量を超えるときは、割当限度数量とする。

② 新規者

申請数量又は新規者最高割当数量のいずれか低い数量

(2) 割当方法

各回の割当てごとに、

1) 申請数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以下となる場合
申請者に対して申請数量を割当てる。

2) 申請数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以上となる場合

① 基準数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以下となる場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。

(イ) 申請者に対して基準数量を配分する。

(ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、その残量を、割当消化実績者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、次のa又はbのいずれか大きい数量(この数量が申請数量を上回るときは、申請数量)を限度とする。

a 2023(令和5)年度の証明書による割当物品の輸入通関数量(非該当数量は除く。)

b 2024(令和6)年度の割当数量(年度枠又は保留枠の割当数量)

② 基準数量の総計が保留枠の割当て1回分の数量以上となる場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。

(イ) 次のa、b又はcのいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。

a 申請数量

b 基準数量

c 保留枠の均等割数量(保留枠の割当て1回分の数量を申請者の数で除した数量)

(ロ) (イ)の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して基準数量の比例により追加配分する。ただし、申請数量を限度とする。

3) 1)又は2)の割当ての後に残量がある場合には、その残量を再割当ての対象とする。

3 再割当て

(1) 皮革の場合

各回の割当てごとに、

① 申請数量の総計が再割当ての数量以下となる場合
申請者に対して申請数量を割当てる。

② 申請数量の総計が再割当ての数量以上となる場合には、次の手順により配分し、各配分を合計した数量を、申請者に対して割当てる。

- (イ) 次の a 又は b のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。
 - a 申請数量
 - b 再割当てにおける均等割数量（再割当ての数量を申請者の数で除した数量）
- (ロ) (イ) の割当て後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追加配分する（残量を対象者数で除した数量を均等に配分していく。）。ただし、申請数量を限度とする。
- ③ ①又は②の割当て終了後に残量がある場合には、その残量を次の再割当ての対象とする。ただし、再割当ては、今年度限りのものであり、年度末に残量があっても翌年度に繰り越さない。

(2) 革靴の場合

1) 基準数量（第3回まで）

- ① この公表により証明書の発給を既に受けている者
申請数量又は輸入実績参考数量（次の a 又は b のいずれか大きい数量をいう。）のいずれか低い数量
 - a 5,000 足から未使用の割当て数量（返納した数量を含まない。）を控除した数量
 - b 証明書により割当て物品を「自ら輸入」した数量（5,000 足以上となる場合には、5,000 足とする。）
- ② この公表により証明書の発給を受けていない者
申請数量又は新規者最高割当て数量のいずれか低い数量

2) 割当て方法

各回の割当てごとに、

- ① 申請数量の総計が再割当ての対象数量を下回る場合
申請者に対して申請数量を割当てる。
- ②-1 申請数量の総計が再割当ての対象数量を上回る場合（第3回まで）
 - (イ) 基準数量の総計が再割当ての対象数量を下回る場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。
 - a 申請者に対して基準数量を配分する。
 - b a の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
 - (ロ) 基準数量の総計が再割当ての対象数量を上回る場合には、次の手順により配分し、申請者に対して割当てる。
 - a 次の i、ii 又は iii のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。
 - i 申請数量
 - ii 基準数量
 - iii 再割当てにおける均等割数量（再割当ての対象数量を申請者の数で除した数量）
 - b a の配分の後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追加配分する。ただし、追加配分後の数量は、申請数量を限度とする。
- ②-2 申請数量の総計が再割当ての対象数量を上回る場合（第4回以降）
 - (イ) 次の a 又は b のいずれか低い数量を、申請者に対して配分する。
 - a 申請数量
 - b 再割当てにおける均等割数量（再割当ての数量を申請者の数で除した数量）
 - (ロ) (イ) の割当て後に残量がある場合には、その残量を、申請者に対して均等に追

加配分する（残量を対象者数で除した数量を均等に配分していく。）。ただし、申請数量を限度とする。

- ③ ①又は②（②-1、②-2）の割当終了後に残量がある場合には、その残量を次の再割当ての対象とする。ただし、再割当ては、今年度限りのものであり、年度末に残量があっても翌年度に繰り越さない。

4 その他

- (1) 1、2又は3により割当数量を算出した結果、割当数量が次の表に掲げる数量に満たない場合には、証明書を発給しない。

皮革	1 m ²
革靴	1 足

- (2) 1、2又は3により割当数量を配分後に残数があるときは、事業計画に基づく申請数量を申請者に対して割当てることがある。

第9 証明書の発給

- 1 申請のあった申請書類一式等を審査し、その結果、申請要件を満たさない申請である場合等申請者が発給を受けるのに不適格であると判断される場合には、証明書を発給しない。
- 2 証明書は、申請した窓口から、原則として、郵送により発給する（郵送によらず申請窓口で証明書の発給を希望する者は、事前に申請した窓口にご相談の上、承諾を得ること）。
また、申請した窓口において「関税割当証明書引換書」を受領した者は、同引換書に記載された発給期間内に、その「引換書」と引換えに受領しなければならない。ただし、審査に時間を要する案件の場合には、証明書の発給が遅れることがある。
- 3 2023年度及び2024年度に発給した証明書を返納していない者には、2025年度の証明書を発給しない。

第10 証明書の失効

経済産業省が定める発給期間内に証明書を受領しなかった場合には、証明書は、失効する。失効した証明書は返納されたものとし、再割当ての対象数量に繰り入れる。また、失効となった証明書については、公表第16の基準を適用することはせず、全ての数量について使用したとみなさない。

第11 証明書の無効、要件を満たさない者

- 1 他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者に対して、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

2 関税割当てを申請した者のうち、次に掲げる者については、当該年度に発給した証明書の返納を求め、当該返納を求める事実が発生した日からその属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない者として取り扱うことがある。

さらに、当該年度に発給した証明書について発給時に遡り無効とすることがある。

- (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

3 上記1又は2により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『JETRO通商弘報』等において公告することがある。

第12 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、割当年月日から2026年3月31日までとする。なお、有効期間の延長が認められた場合には、延長された期日までとする。

（第17 「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（関税割当注意事項）

- 1 証明書の有効期間延長（申請）を参照。）

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

経済産業省は、この公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『JETRO通商弘報』等において公表する。

第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）【当面の間停止】

【本規定は、当面の間停止する。申請受付を再開する際には、ホームページ等でお知らせする。】

証明書の割当数量（割当数量が変更されている場合には、変更後の割当数量。以下この第14において同じ。）の一部を返納するために割当数量の変更を申請する者は、当該証明書を発給した窓口に次の書類を提出しなければならない。

（第17 「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（関税割当注意事項）の【別記】関税割当申請書等の記載要領を参照。）

- 1 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通
- 2 割当数量を変更する証明書の原本及びその写し 各1通
（注1）申請の際に記入する「今後の使用予定数量」は、整数とする。（第18の4参照）
（注2）NACCSシステムに登録した場合には「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。
- 3 返信用のレターパックプラス（赤色）
（※1）郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。

(※2) 対面による審査又は受付に際しては、上記1～3の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。

第15 証明書の返納

- 1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（有効期間を延長した証明書は、2026年度「年度枠」証明書の発給期間まで）に、次の2の提出書類を発給窓口へ提出しなければならない。ただし、あらかじめ発給窓口の了承を得た場合には上記第4「申請窓口」表中の申請窓口へ提出することができる（委任状による返納を除く。）。
 - (1) 証明書の割当数量を全て使用した場合
 - (2) 証明書を使用しないこととなった場合
 - (3) 証明書の有効期間が満了した場合

 - 2 提出書類
 - (1) 皮革の場合
次の1)～4)までの書類を提出すること。
 - 1) 証明書の原本（NACCSシステムに登録した場合には「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
 - 2) 関税割当返納確認書（公表様式第4） 2通
 - 3) 輸入通関を証する書類の写し 1通
(返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る初回（注）の輸入通関分の輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類)
 - ① 輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合には両面印刷可）
 - ② 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）
 - ③ 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）
(配達郵便局日付印が押印されているもの)

(注) ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書の提出を求められることがあるので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等し、保存すること。また、依頼があった際には、速やかに提出すること。
 - 4) 返信用のレターパックプラス（赤色）

(※1) 郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。

(※2) 対面による審査又は受付に際しては、上記の提出書類に加えて、身分確認ができる書類（社員証等）を提示すること。
-
- (2) 革靴の場合
次の1)～6)までの書類を提出すること。なお、7)は、必要に応じて提出すること。
 - 1) 証明書の原本（NACCSシステムに登録した場合には「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
 - 2) 関税割当返納確認書（公表様式第4） 2通
 - 3) 証明書を使用した初回の輸入通関（2025（令和7）年度中に取得した証明書における初回の輸入通関）に係る「2025年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）」（公表様式第5） 1通
(注) 2025年度証明書を未使用（未通関）の場合には、提出不要。

- 4) 輸入通関を証する書類の写し 1通
 (返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る初回(注)の輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類)
 ① 輸入許可通知書(一通関で複数ページになる場合には両面印刷可)
 ② 輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)
 ③ 国際郵便課税通知書(税関様式C第5060号)
 (配達郵便局日付印が押印されているもの)
 (注)ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書の提出を求めることがあるので、全ての輸入通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保存すること。また、求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 5) 初回輸入通関分の「自ら輸入」を証明する革靴の仕入書(インボイス)の写し 1通
 初回通関が無償(輸入代金決済が発生しない)の場合には、有償となる輸入通関に至るまで無償等の記載がある契約書等の写しを提出の上、無償であることを証明し、最初の有償による輸入通関に係る書類の写しを提出すること。
(注)必要に応じて、初回通関分及び2回目以降の輸入通関した全ての書類についても速やかに提出を求めることがある。
- 6) 返信用のレターパックプラス(赤色)
 (※1) 郵送申請にあたっては、原則として、身分確認のための書類の同封は不要とする。ただし、必要に応じて、身分確認を行う場合がある。
 (※2) 対面による審査又は受付に際しては、上記の提出書類に加えて、身分確認ができる書類(社員証等)を提示すること。
- 7) 関税割当証明書の発給を受けた者が管理・保管しなければならない書類
 革靴を自己の名において輸入代金決済したT/T送金(外貨送金依頼書及び計算書の両方)等の書類の写し 1通
 初回の有償となる輸入通関分の代金と決済代金が異なる(他の貨物も併せて決済した)場合には、他の貨物分のインボイスも添付し、かつ、必要に応じてリストを作成するなどし、初回の有償となる輸入通関分の代金を輸入元に対して送金したことを証明すること。(*)
(*)管理・保管しなければならない書類は、必要に応じて初回通関分及び2回目以降の輸入通関した全ての書類についても速やかに提出を求めることがある。
 (注1) クレジットカード払いによる場合
 法人の場合には、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方(なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。)
 (注2) クレジットカードによるリボ払いを行っている場合には、残高の繰り越し分も含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払が完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細(及び必要に応じて預金通帳の両方)。
 (注3) 信用状(L/C)取引による場合
 信用状発行(開設)依頼書及び計算書の両方
 (注4) 上記(注1)～(注3)によって書類により輸入代金の決済(完済)が確認できない場合には輸入通関実績とみなさない。
- 8) その他の書類
 証明書の返納時及び事後審査(第18の7)において必要と認められる場合には、上記第15の証明書の返納の2 提出書類(1)及び(2)以外の書類を求めることがある。

3 提出書類の保存

上記2の書類及び上記2の書類（返却された返納確認書を含む）以外に本公表に基づき写しを提出した書類、また、上記2において管理・保管を求めている書類は、証明書を返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

なお、同様の期間、上記2の輸入代金決済（T/T送金、クレジット払い、信用状等）した書類原本と共に、預金口座通帳、帳簿類等（輸入取引に使用した発注書、契約書等を含む）の原本を保存しなければならない。

4 「返納確認書」に輸入許可通知書等の写しが添付（注）されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない。

（注）添付は、初回の通関分の輸入許可通知書等とするが、2回目以降の通関分の輸入許可通知書等の提出を求めることがあるので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）を出力等し、保存すること（上記3に同じく5年間保存すること）。なお、提出できない場合には、輸入通関数量とはみなさず、後年度の割当数量が減少することがある。

第16 返納された割当数量の取扱い

1 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、2027年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（証明書が窓口へ提出又は到達した日）を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。なお、上記1の規定は、下記の2の規定には、適用しない。

2 **【当面的間停止（「第14 証明書の割当数量変更（割当数量の一部返納）」の関連規定）】**
証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2027年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日（内容変更申請書が窓口へ提出又は到達した日）を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

返納日	基準
証明書の発給日以降 2025年11月5日（水）までの間	消化率計算の際においてのみ、全てを使用したものとみなす。
2025年11月6日（木）から 2025年12月17日（水）までの間	消化率計算の際においてのみ、2分の1を使用したものとみなす。
2025年12月18日（木）以降	消化率計算の際においても、使用したとはみなさない。

（注）なお、使用したとみなす割当数量は、実績者の実績算定数量を算出する際の消化率計算においてのみ適用し、輸入通関数量の実績とみなさない。

第17 「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」

この公表に定めるもののほか、証明書の有効期間の延長、分割、名義変更、内容変更及び再発給の手續、用語の解釈並びに申請書等の記載要領については、「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「関税割当注意事項」という。）において定める。

なお、証明書の割当数量をNACCSシステムで管理している場合には、証明書に記載された事

項の変更が発生した日から直ちにシステム業務を完了し、「証明書原本」及び「関税割当証明書登録通知情報」を税関に提出しNACCS業務完了の確認を受け、速やかに各種変更申請（分割を除く。）又は届出を行うこと。

第18 その他

1 重複申請の禁止

- (1) 新規者として、法人が申請を行う場合には、2023（令和5）年度、2024（令和6）年度又は2025（令和7）年度に証明書の発給を受けた法人又は他の申請者（以下「他の申請者等」という。）との間において支配関係にある法人（注）と、当該申請を行った法人は、本公表においては同一の法人とみなし、重複申請を認めない。
また、新規者として、個人事業者が申請を行う場合には、一住所（自宅住所・印鑑証明書の住所又は自宅住所・印鑑証明書の住所以外の営業所住所を含む。）で一事業者（個人事業者本人が代表権者となっている法人名（商号）での申請を含む。）しか申請することができない（同一住所で別の法人又は個人事業者が既に開業している場合等においては同一申請者とみなし、申請することができない。）。
- (2) 受付後、発給までの間に、上記（1）の事実が判明した場合には、証明書は発給しない。また、証明書発給後に経済産業省が行う事後審査の結果、上記（1）の事実が判明した場合には、当該年度に発給された証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。

さらに、その事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

（注）「支配関係にある法人」とは、以下のような法人をいう。

- ① 役員（持分会社にあっては社員。以下同じ。）総数の2分の1超を同一割当物品の他の申請者等の役員が兼ねる関係にある法人
- ② 法人名（商号）等名称が異なっても、登記事項証明書（又は印鑑証明書）上、代表権者名及び住所が同一の法人

2 代理申請について

- (1) 郵送による申請・届出等の各種手続においては、代理申請を認めない。
- (2) 対面による申請受付を行う場合において、実績者の申請にあっては、委任状による第三者の代理（物理的に申請窓口に行くことができない場合）を可能なものとする。ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請までとする（実績者の委任状により代理人が申請する場合又は自らの申請及び代理による申請の双方の申請をする場合を含む。）。

代理人が申請する場合には、申請の際に、委任者（実績者）自身が自署（＝手書き）で作成した関税割当注意事項に定める提出日前1か月以内に発行した「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）を提出しなければならない。特段の事情がない限り、ワープロ、タイプ等を使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）し作成した委任状による申請は認めない。

また、委任状に日付の記載がない場合、記載漏れや記載ミスがある場合、過去の旧様式を加工したとみなされる場合等、委任状の真正や委任者の意思が不明確な場合も同様とする。

- (3) 対面による申請受付を行う場合において、新規者として申請する者及び証明書の名義変更（相続、合併、会社分割及び事業譲渡・譲受による場合に限る。）を行う者は、申請時に提出書類の記載内容等の確認を行うため、代理申請は認めない。
- (4) 天災やその他の申請者の責めに帰すことのできない、真にやむを得ない事情がある場合には、代理申請を認めることがある。

3 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

4 端数の取扱い

- (1) 証明書による割当物品の輸入通関数量、実績算定数量、均等割数量及び割当数量等の算出において、算出数量が次表に掲げる数量に満たない場合には、その端数は切り捨てる。

皮革	1 m ²
革靴	1 足

- (2) 消化率の算出において、小数点以下3桁未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 関税定率法等の一部を改正する法律案（以下「法律」という。）の改正等

この公表の施行後、法律の改正等により変更の必要が生じたときは『JETRO通商弘報』のほか、関税割当ホームページにおいて公表する。

6 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

証明書の発給日において、2025年度の物品の期間ごとの関税割当数量を定めるための改正政令が施行されていない場合には、この公表の規定にかかわらず、改正政令が施行された日以降に証明書の発給を開始する。

7 事後審査

- (1) 経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、この公表の施行に必要な限度において、証明書の発給後、申請のあった案件及びその申請要件について事後審査を行う。なお、事後審査に当たり、経済産業省は、申請者の同意又は協力の下、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には、実地調査を行うことがある。
- (2) 経済産業省による事後審査により、本公表の定める要件に反することが判明した場合には、第11に基づき必要な措置を講じることがある。
- (3) 経済産業省の事後審査における申請者への照会等に対し、照会事項が確認できない場合には、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

8 郵送申請等について

- (1) 関税割当ての申請等は郵送により受け付け、必要に応じて対面による審査及び受付を行う場合がある。

- (2) 申請書類の提出（年度枠、保留枠、再割当て、証明書の返納、内容変更等）は、レターパックプラス（赤色）又は書留郵便を用いて実施すること。
- (3) 関税割当証明書の発給については、レターパックプラス（赤色）で行う。
- (4) 控えの原本等の返却が必要な書類については、原則として、後日、返却する。

【別記】申請要件の解釈等について

- 1 本関税割当公表において、「割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行う者」が関税割当ての申請者の要件となっている。
- 2 事実上自己の営業以外のために関税割当ての全部若しくは一部を使用する、又は、他人に関税割当てを使用させることは、その形式の如何を問わず「自ら輸入」をする行為とはみなされない。
また、保税地域における貨物の譲受、委託して行う輸入（輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済の行為）等に係る証明書の使用も、「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 3 輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったことが確認できなければ「自ら輸入」する行為とはみなされない。
- 4 関税割当てを申請する際に、申請者が2及び3に規定する「自ら輸入」をしないと認められる場合には、申請要件を満たさない者として証明書を発給しないことがある。
また、証明書発給後に、「自ら輸入」していない事実が判明した場合は、当該証明書の効力を発給時に遡って無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- 5 本関税割当公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、他者に証明書を取得させ、これを自己のために使用した場合にあっては、証明書を不正に使用した者とみなし、自らも証明書を有している場合には、自己が取得している証明書についても、発給時に遡って無効とし、返納を求めることがある。
- 6 他者が「自ら輸入」していないことを知りながら、当該貨物を買受けた者が、自らも証明書を有している場合には、自らの関税割当数量を使用したものとみなし、当該数量については「非該当数量」として、当該証明書から除外することがある。
- 7 本関税割当公表の規定のほか、経済産業省が所管する物品の輸入に関し、4から6に該当することが判明した場合にあっては、次の二年度の間に行われる関税割当申請にかかる証明書を発給しないことがある。
- 8 以上のほか、関税割当てを申請又は証明書を使用する者は、関税割当て制度の趣旨を十分に理解の上、適正に申請し、かつ、証明書の発給を受けたときには適正に使用すること。

別表（第1の（2）関係）

関税率表番号	物 品
4104.41-2(1) 4104.49-2(1) 4107.11-2(1) 4107.12-2(1) 4107.19-2(1) 4107.91-2(1) 4107.92-2(1) 4107.99-2(1)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものとび牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたのもの（以下「牛馬革（染着色等したもの）」という。）
4101.20-2 4101.50-2 4101.90-2 4104.11-2 4104.19-2 4104.41-1(2) 4104.41-2(2) 4104.49-1(2) 4104.49-2(2) 4107.11-2(2) 4107.12-2(2) 4107.19-2(2) 4107.91-2(2) 4107.92-2(2) 4107.99-2(2)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたものを除くもの（以下「牛馬革（その他のもの）」という。）
4105.30-1 4106.22-1 4112.00-2(1) 4113.10-2(1)	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの（以下「羊革・やぎ革（染着色等したもの）」という。）
6403.20 6403.40 6403.51-1 6403.51-2(2)	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ一製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したものと並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するものとびスリッ

6403.59-1(2)	<p>パを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）（以下「革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）」という。）</p>
6403.59-2(2)	
6403.91-1(2)	
6403.91-2(2)	
6403.99-1(2)	
6403.99-2(2)	
6404.19-1(1)	
6404.20-1(1)	
6404.20-2(1)A	
6404.20-2(2)A	
6405.10-1(1)	
6405.90-1(1)A	
6405.90-1(2)A(a)	

(以上)